後楽園ホール利用規定

(一般)

第1条 (利用契約の成立時期)

「後楽園ホール」または「後楽園展示会場」の利用契約(以下「本契約」という)は、利用者が「後楽園ホール/展示会場利用申込書」を株式会社東京ドーム(以下「会社」という)に提出し、会社がこれを異議なく受領したときに成立する。

第2条(利用可能施設)

- (1) 利用者が各種の催事のために利用することができる施設(以下「本施設」という)は、 次に定めるとおりであり、このうち会社と利用者で協議のうえ利用施設を決定する。 ア後楽園ホールおよび会社の指定する控室
 - イ後楽園展示会場
- ② 利用者は、本施設のうち一部の施設を利用しない場合においても、利用料の減額を請求 することはできない。
- (3) 利用者は、第1項の施設に付帯する別紙一覧表記載の設備を使用することができる。但し、この場合の使用条件等については第8条の定めにしたがうものとする。

第3条 (暴力団の排除)

会社は、暴力団その他の反社会的勢力の排除を営業方針とし、下記に定める者に対し、本施設 の利用を認めない。

- 1. 暴力団対策法に定める指定暴力団および指定暴力団員
- 2. 反社会的勢力および反社会的勢力構成員
- 3. 暴力団その他反社会的勢力であることを誇示し、またはこれらを援助・助長する行為を行うと明らかに認められる者。

第4条(利用期間および利用料)

- (1) 利用期間とは、本施設において催事の準備を開始する時刻から催事終了後原状回復作業を完了して本施設から退出する時刻までの期間をいう。
- (2) 利用料は、基本料金と特別料金(第2条第3項に定める付帯設備利用料を含む)の合計 額とする。
- (3) 基本料金とは、下記の利用時間区分の時間の料金をいい、特別料金とは、基本料金以外の料金(早朝料金、延長料金、付帯施設利用料および本施設原状復帰におけるスタッフ深夜対応料を含む)をいうものとし、いずれも会社が別途定める。

【利用時間区分】

ア 後楽園ホール:一般

1. 昼間の部 9:00~15:30 (延長不可)

2. 夜間の部 16:00~21:00

3. 全日の部 9:00~21:00

イ 後楽園展示会場

基本時間 9:00~18:00

第5条(利用料の支払方法)

- (1) 利用者は、第1条に定める申込時に予約金として、基本料金の半額を会社の指定する方法に従って会社に支払う。会社は、当該予約金を利用料の一部に充当する。この場合、利用料から当該予約金を差し引いた残額を利用料残額という。
- (2) 利用者は、利用開始日の7日前までに、利用料残額を会社の指定する方法に従って会社に支払う。
- (3) 利用者は、会社から延長料金その他の追加料金について請求書の交付を受けた場合、直ちに会社の指定する方法に従って当該追加料金を会社に支払う。

第6条(利用料不払いの場合の措置)

- (1) 利用者が、第5条第1項に定める支払日に所定の予約金を支払わなかったときは、事由の如何にかかわらず、本契約は当然にその効力を失う。
- (2) 前項のほか、利用者が第5条第2項に定める支払日に所定の利用料を支払わなかったときは、会社は、利用者に対し、何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合、会社が解除の通知を発信した時に本契約は当然に終了する。
- (3) 前項によって本契約が終了したときの利用料の取扱いは、次条の定めに従うものとする。

第7条(利用者が解約を申し入れた場合の措置)

- (1) 利用者が、本契約の解約を申し入れたときは、申し入れがあった時に本契約は当然に終了する。この場合、会社は、違約金として、利用料の全部または一部相当額を当然に取得することができ、その額は下記の区分に従うものとする。但し、会社は、利用者に対し、このほか会社が被った損害の賠償を請求することができる。
 - 1. 利用開始日より60日以上前の日に契約が終了したときは基本料金の半額。
 - 2. 利用開始日より60日未満前の日に契約が終了したときは基本料金の全額。
 - 3. 利用期間中に契約が終了したときは利用料の全額。
- (2) 前項によって本契約が終了したときは、会社は、既受領の利用料から違約金の額を差し引いた残額を契約終了の日から2週間以内に利用者に返還する。万一、既受領の利用料が違約金の額に満たないときは、利用者は、その不足額を第5条と同様の期間内に会社に支払わなければならない。

第8条(付帯設備の利用およびその利用料等)

利用者は、本施設内に設置された別紙一覧表記載の付帯設備の利用を希望するときは、利用開始日の14日前までに、その詳細を会社所定の書面をもって会社に申し入れなければならない。この場合、利用する付帯設備は会社が指定するものとし、利用者は、利用方法、利用時間その他利用に関する事項について全て会社が定めるところに従うものとする。

第9条(諸官庁への届け出)

利用者は、本施設を利用するにあたって、法令に定められた事項を所轄の諸官庁に届け、諸官庁の指示に従わなければならない。この場合、利用者は、常に事前に会社の承諾を受けて届出をなすものとし、かつ、諸官庁から受けた指示の内容を直ちに会社に通知するものとする。

第10条(催事等の運営および警備等)

- (1) 利用者は、常に善良な管理者の注意をもって本施設を使用するものとし、全て利用者の責任と費用において、催事の運営、催事のために必要なすべての事前準備および催事終了後の原状回復作業を行うものとする。
- (2) 利用者が本施設を利用するにあたって、必要な場内案内および警備は、すべて利用者がその責任と費用において行うものとする。但し、これらの業務は会社が指定する業者に行わせるものとし、利用者が、独自に業者を使用する場合は、会社の承諾を得なければならない
- (3) 利用者は、本施設内およびその周辺における観客の誘導を、会社が指示する方法に従って行うものとし、観客に人身事故その他一切の迷惑を及ぼさないよう常に万全の配慮を講じなければならない。

第11条(諸設備の設置の制限)

- (1) 利用者は、本施設内またはその周辺に諸設備を設置することを希望するときは、利用開始日の14日前までにその詳細を会社所定の書面をもって会社に申し入れ、会社の書面による承諾を受けなければならない。
- (2) 前項の諸設備の設置に必要な工事は全て利用者の責任と費用において行うものとする。 但し、右工事は全て会社が指定する業者に行わせるものとし、利用者は、独自に工事を 行いまたは他の業者に工事を行わせることができない。

第12条(物販などの販売行為)

- (1) 利用者は本施設で物販などの販売行為を行う際は、事前に会社から承認を得る。
- (2) 同時期に会社が保有する他施設にて物販などの販売行為を行う場合は、事前に会社へ販売商品リストを提出し、販売商品に関する承認を得る。

第13条(広告または看板等の掲示)

- (1) 利用者は、本施設内またはその周辺において、広告もしくは看板等(以下、看板等という)の掲示を希望するときは、利用開始日の14日前までにその詳細を会社所定の書面をもって会社に申し入れ、会社の書面による承諾を受けなければならない。
- ② 前項によって、看板等を掲示する場合は、利用者は、掲示する場所、掲示の方法、広告 料およびその支払方法その他これらの掲示に関する事項について、全て会社が定めると ころに従うものとする。
- (3) 利用者は、会社に対し、本施設内またはその周辺に既に存する看板等の取り外しもしく は消除を要求することができない。

第14条(撮影および放映・放送等)

- (1) 利用者は、本施設内およびその周辺において録画、録音または撮影(以下、「本件撮影等」という)をするときは、利用開始日の14日前までに、本件撮影等の目的、使用する機材について、書面をもって会社に申請し、会社の許可を受けるものとする。
- ② 利用者は、本件撮影等によって作成した映像もしくは画像(以下、「映像等」という) の放映、上映、放送、配信、出版、ビデオ化など(以下、「放映等」という)を 希望するときは、事前にその詳細を会社に届け出、会社の書面による承諾を受 けなければならない。映像等を二次使用する場合も同様とする。

- (3) 前2項の場合、利用者は、撮影料または放映料等を会社に支払うものとする。これらの 額および支払方法は会社が定めるところに従うものとする。但し、本件撮影等 が、利用者自身の記録を目的とするか、または報道目的など、営利性がなくあ るいは公益性が強いと会社が判断した場合は、無償とする。
- (4) 利用者は、映像等の放映等を行う場合、当該放映等において、本施設の景観および広告物の映像に変更、切除その他の改変を加えることはできず、かつ、本施設の協力がある旨を表示または放送して告知するものとする。これらの告知の内容および方法は、利用者と会社が協議して定めるものとする。
- (5) 利用者は、会社の承諾を得た場合に限り、第三者に映像等の放映等の権利を譲渡し、または放映等を許諾することができる。この場合、当該第三者に本条の定めを遵守させなければならない。

第15条(利用者による医師または看護師の派遣)

- (1) 本施設を格闘技興行のために利用する場合は、利用者は、自らの費用と責任で医師を用意するとともに会社所定の看護師を使用しなければならず、その他の目的で利用する場合は、利用者は、自らの費用と責任で、必要に応じて、医師または看護師を本施設内に派遣することができる。但し、利用者は事前にその旨を会社に届け出るものとし、派遣に要する費用はすべて利用者の負担とする。
- (2) 前項の場合、会社は、利用者が派遣する医師または看護師のために本施設内で会社が指定する休憩室を無償で提供する。
- (3) 会社は、事由の如何にかかわらず、自ら医師または看護師のいずれも派遣することを要しない。

第16条(承諾を要する事項)

利用者は、本契約に別に定めるほか、下記の事項を行う場合には、事前にその詳細を、書面をもって会社に届け出、会社の書面による承諾を受けなければならない。

- 1. チラシその他の宣伝物の配布。
- 2. 記者室または音響室の使用。
- 3. 本施設内およびその周辺における物品の販売その他営業行為。

第17条(利用権の譲渡禁止)

利用者は、本契約上の地位その他本契約に定める債権債務を第三者に譲渡することができない。

第18条 (禁止事項)

利用者は、下記の行為をしてはならず、また、顧客その他第三者にこれらを行わせてはならない

- 1. 本施設内およびその周辺に薬物、激発物その他危険物を持ち込むこと。
- 2. 会社指定の場所以外の場所で、喫煙すること。また、その他一切の火気を本施設内で使用すること。
- 3. ゴミを投棄するなど、本施設内を不衛生な状態にすること。
- 4. 騒音、振動、異臭を発するなど近隣の迷惑となる行為。
- 5. 壁、床、器具その他本施設および備品の一切に対し、落書き、損傷および破壊等これらを汚損する行為をすること。

- 6. 暴力行為、無謀行為など自己および他人に危険を生じさせる行為をすること。
- 7. 暴力団その他反社会的勢力およびその構成員を本施設内に入場させること。
- 8. 過度に照明を暗くし、もしくは過剰な音量を発するなど心身の健康状態に支障を来す演出、または賭博もしくは富くじの販売など社会通念を逸脱する企画を行うこと。
- 9. 本施設およびその周辺において、会社の顧客その他の第三者に迷惑を及ぼす行為。
- 10. 自転車、バイク、自動車等を路上駐車すること。
- 11. その他、会社が本施設内の諸施設の維持または保全のために禁止した事項。

第19条(施設管理権)

- (1) 利用者が前条の定めに違反し、もしくは会社の担当者の注意に従わない場合、または観客その他第三者が前条の定めに違反し、もしくは会社の担当者、利用者の従業員その他関係者の注意に従わない場合は、会社はこの者を本施設から退場させることができる。
- (2) 利用者および観客その他第三者は、本施設内においても、自己の身体および財産について自らの責任でこれを管理し、会社は、本施設内での盗難、紛失、傷害等の損失に対して一切責任を負わず、利用者はこれに異議を述べない。
- (3) 利用者は前2項の定めについて、関係者や観客に周知徹底しなければならない。

第20条(会社の立入権)

- (1) 会社は、本施設の維持、保安および管理等のために必要と認めるときは、利用期間内 に、いつでも本施設内の適宜の場所に立ち入り、必要な措置を講じることができる。こ の場合、利用者は、会社が講ずる措置に必要な協力をしなければならない。
- ② 会社が要求したときは、利用者は、会社の従業員その他会社が指定する者に対し、催事 開催中の特別入場券を予め交付するものとする。

第21条(損害保険)

利用者が、催事の開催に関連する万一の事故等による損害を補填するために保険会社との間で損害保険契約を締結するものとする。

第22条(非常時における対応)

- (1) 地震、火災その他の非常事態が生じた場合に対処するため、利用者は、消防署その他関係諸官庁へ提出した書面に記載された事項を熟知しなければならない。
- (2) 催事開催日に文京区で震度 5 弱以上の地震、施設内及び周辺にて火災やその他非常事態 発生、又は関係諸官庁から特別な指示があった場合、来場者の安全を第一に優先するた め、会社は利用者に催事の中止を要請することができる。また利用者はこれに従う。
- (3) 第2項の場合、原則利用者は会社の指示に従い、来場者の避難誘導、安全確保等、催事主催者として当然に負うべき責任の範囲で、原則として自らの費用と責任で会社に協力して対処しなければならない。
- (4) 第2項の場合、会社は原則として利用料総額の全部を取得するが、催事の中止に至った 状況および原因や責任に応じて、利用料の返還等について利用者と協議の上決定する。

第23条(不可抗力等によって利用が不可能となった場合の措置)

- (1) 天災地変・テロ等の不可抗力、新型インフルエンザ等、感染症等が国内で発生し、行政による閉鎖、使用制限、停止、その他の措置命令、勧告もしくは要請があった場合など、会社の責に帰すことができない事由によって、利用者が催事の目的に従って本施設を利用することができなくなったと会社が判断したときは、利用が不可能となった時点において本契約は当然に終了する。
- ② 第1項の場合、会社は基本料金の30%を取得することができ、予約金から当該基本料金の30%相当額を差し引いた残額を速やかに利用者に返還する。
- (3) 第1項の場合、利用者は、会社に対し、損害賠償その他何らの請求をすることができず、万一、観客その他の第三者との間に紛議が生じたときは、利用者は、全て利用者の責任と費用においてこれを処理解決するものとし、会社に対し、財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさないものとする。

第24条(利用者の損害賠償責任)

- (1) 利用者、その従業員、観客その他関係者が本施設を利用するに際して諸施設・備品等を 汚損または毀損したときは、利用者は、会社に対し、原状回復のための費用その他これ によって会社が被った損害(営業上の逸失利益を含む)を賠償しなければならない。
- (2) 利用期間中に観客その他第三者に人身事故その他の損害が生じたときは、本施設の瑕疵 または会社の従業員その他関係者の故意もしくは重大な過失に起因する場合を除き、利 用者は、全て利用者の責任と費用において当該第三者に対し、直接損害を賠償し、会社 に対し財産上の負担その他一切の迷惑を及ぼさないものとする。
- (3) 前項の場合、会社が第三者より責任を追及されて当該第三者に損害賠償を行ったときは、会社は、直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できるものとする。

第 25 条(利用開始前の契約の解除)

- (1) 第7条第2項の場合のほか、利用者が下記各号の一に該当したときは、会社は、利用者 に対し、何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合、 解除の通知があった時に本契約は当然に終了する。
 - 1. 利用申込書に虚偽の事実を記載したとき。
 - 2. 催事等の内容が明らかに公序良俗に反すると認められたとき。
 - 3. 社会的な信用または倫理に反する行為があったとき。
 - 4. 催事の内容等により会社もしくは利用者と第三者との間に紛争を生じ、またはそのおそれがある場合。
 - 5. 会社の信用を毀損する行為があったとき。
 - 6. 会社の営業方針を著しく反する行為があったとき。
 - 7. 利用者が暴力団その他反社会的勢力の構成員であることが判明したとき。
 - 8. 利用目的が暴力団その他反社会的勢力の勢力を誇示するため、またはこれらの資金源とするためにイベントを行うなど暴力団その他反社会的勢力を援助・助長する目的であることが判明したとき。
 - 9. 破産、民事再生、会社整理もしくは会社更生の申立を受け、または自らこれらの申立をしたとき。
 - 10. その他本契約に定める利用者の義務または会社が指示した事項に著しく違反したとき。

② 前項によって本契約が終了したときは、会社は、利用者に対し、既受領の利用料を一切 返還することを要さず、利用料総額の全部を取得し、このほか会社が被った損害の賠償 を請求することができる。この場合、万一、利用料の一部の未払があるときは、利用者 は、会社に対し、未払額の全額を契約終了の日から3日以内に支払わなければならな い。

第26条(利用期間中の契約の解除)

- (1) 利用者が利用期間中に下記各号の一に該当したときは、会社は、利用者に対し、何ら催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合、解除の通知があった時に本契約は当然に終了する。
 - 1. 利用開始時刻に利用を開始しなかったとき。
 - 2. 利用を中止したとき。
 - 3. 事由の如何にかかわらず、催事の続行が不可能となったとき。
 - 4. 前条第1項各号の一に該当したとき。
- ② 前項によって本契約が終了したときは、会社は、利用者に対し、既受領の利用料を一切 返還することを要さず、利用料総額の全部を取得し、このほか会社が被った損害の賠償 を請求することができる。この場合、万一、利用料の一部の未払があるときは、利用者 は、会社に対し、未払額の全額を契約終了の日から3日以内に支払わなければならな い。

第27条(催事終了後の措置)

- (1) 利用者は、催事終了後、全て利用者の費用をもって利用場所に搬入した利用者の設備を搬出し、かつ、利用場所を原状に回復し、利用期間満了の時までに同所から退出するものとする。
- (2) 前項の原状回復のための作業は全て会社が指定する業者に行わせるものとし、利用者は、独自に作業を行いまたは他の業者に作業を行わせることができない。
- (3) 利用者が利用期間満了の時までに原状回復を完了しなかったときは、利用者は、会社に対し、原状回復完了の時までの間、超過時間につき会社の定める延長利用料を支払うとともに、このほか会社が被った損害を賠償しなければならない。

第28条(連帯保証人)

連帯保証人は、本契約に基づく利用者の全ての債務を保証し、会社に対し、利用者と連帯して 履行の責に任ずることを約した。

第29条(管轄裁判所)

本契約または本契約に関連して生ずる訴訟または調停については、それぞれ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的な管轄裁判所とする。

第30条(定めのない事項)

この規定に定めのない事項については、利用者が本施設を健全な目的のために円滑に利用する ことを第一義として、誠意をもって協議のうえ円滑に解決するものとする。

2025年10月1日現在

本規定は予告なく変更する場合がありますので予めご了承願います。

株式会社東京ドーム 興行企画部 イベント営業グループ 〒112-8575 東京都文京区後楽1-3-61 TEL. (03)3811-2111 (大代表)